

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日在籍日は、  
翌日)

別表を次のように改める。

評定区分表

所属機関	被評定者	評定者 A	評定者 B
本庁	課長補佐 室長 総括主計員	課長 課長 課長	部長 局長
係長 総務室主任 主幹 主計員 副検査専門員 企画員 分室長 小作主事 専門技術員 船長 機関長 右以外の職員	被評定者が室に 属する職員にあ つては、室長 被評定者 室長(係長を置く 室の室長を除く) 主幹 主計員	課長 課長 課長 部長 局長	
主幹			

## 鳥取県訓令第五号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二年十一月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和五十年十月鳥取県訓令第四号)の一部を  
次のように改正する。

右以外の職員				右以外の職員	
部長	課長 係長	次長	機関の長	課長補佐（係を置く課の課長補佐を除く。）	室長
機関の長	次長を置かない 機関にあつては、	次長	機関の長	老人福祉司 身体障害者福祉司	課長

家畜保健衛生所	大山農地開発局	皆生小児療育センター	鳥取港湾事務所	境港水産事務所	中部農業開発事業所	農業試驗場	衛生研究所	工業試驗場	食品加工研究所	農業試驗場所
試験地長	分場長	科長	課長	右以外の職員	婦長	部長	医長	事務次長	係長	事務長
機関の長	次長を置かない 機関にあつては、	次長	次長	婦長	係長	部長	医長	院長	院長	院長
	機関の長	機関の長	機関の長	総婦長	事務長	院長	院長			

備考 評定者である次長、課長補佐、主幹、主計員、企画員、医長又は婦長が一人以上置かれている課又は地方機関にあつては、これらの者たちから課又は地方機関の長が指名する者を評定者とする。この場合において、評定者を二名以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならない。

附 則

この訓令は、平成二年十一月一日から施行する。

			右以外の地方 機関		
会事務局 地方労働委員	課長	右以外の職員	主幹	次長	科長 船長
右以外の職員	次長	次長を置かない 機関にあつては、 機関の長	次長	次長	機関の長 機関の長
	局長				